

# 《果樹先導的取組支援事業》の活用を!!

需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植及び新植、小規模園地整備等の取組を支援します。

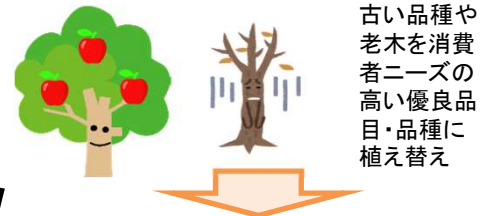
## ◆ 改植・新植支援《補助率：定率2分の1以内》

\*産地計画に記載されている優良品目・品種の植栽が対象

補助対象経費：伐採・抜根・苗木・土壌改良資材・植栽費等、改植・新植に必要な経費  
改植・新植と一体的に行う果樹棚等設置に必要な経費

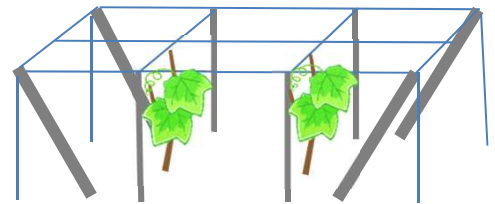
※老朽化した棚の単純更新や修繕費用は補助対象外

補助額：補助対象経費の1/2以内



## 改植・新植＋棚の設置経費を補助!

同時に、植栽後の幼木の栽培管理経費  
(定額補助22万円/10a)の支援を受けられます!



## ◆ 小規模園地整備、用水・かん水施設の整備等《補助率：定率2分の1以内》

補助内容：小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、排水路の整備）  
用水・かん水施設の整備（スプリンクラー、チューブかん水等）  
モノレール、防風ネット\*多目的防災網も対象、防霜ファン等の設置を支援

### 支援を受けるための主な要件

- 産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者）。
- 実施園地は、農業振興地域内の農用区域内の農用地（いわゆる青地）であること。
- 一箇所あたりの面積は、以下の要件を満たしていること。
  - (1) 改植・新植に必要な経費の支援 → 地続きでおおむね2a以上
  - (2) 改植・新植と一体的に行う果樹棚等設置支援 → 地続きでおおむね5a以上
  - (3) 小規模園地整備、設備の導入等支援 → 地続きでおおむね10a以上
- 小規模園地整備・設備の導入等支援は、収入保険又は果樹共済に加入していること。

### \*\*計画の申し込みについて\*\*

J Aへ申し込み→J Aで取りまとめ→産地協議会で審査・確認→県基金協会へ提出→県知事の承認→県基金協会から中央果実協会へ提出の流れで計画申請の手続きが行われるため、農家の方がJ Aへ申し込みしてから計画承認を受け、伐採・抜根等が実施できるまで6ヶ月程度かかります。

計画が承認されるまで苗木の発注や伐採・抜根等着手することができませんので、着工日を考慮して申し込みをお願いします。

本事業は、単年度での完了の事業となります。（申請年度の1月末までに実績報告が必要）  
期日までに実績報告ができない場合は、補助が受けられませんのでご注意ください。

**募集期間：12月～1月初旬まで ※お近くのJ Aへ**

※申し込み手続き・書類の提出締切期日等は、J Aの担当者にお問い合わせください。